

名古屋市交通局管理規程第15号

名古屋市交通局企業職員給与支給規程等の一部を改正する規程（令和5年名古屋市交通局管理規程第9号）の一部を次のように改正する。

令和7年9月26日

名古屋市交通局長 折戸 秀 郷

第1条 名古屋市交通局企業職員給与支給規程等の一部を改正する規程の一部を次のように改正する。

附則第23項を附則第22項とし、附則第24項を附則第23項とする。

第2条 名古屋市交通局企業職員給与支給規程等の一部を改正する規程の一部を次のように改正する。

附則第23項中「156.93」を「156.29」に改める。

附 則

この規程は、発布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和7年10月1日から施行する。